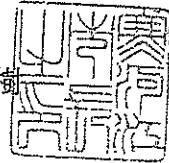


一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 寒河江市大字日田字中向400番地
氏名 株式会社 アールテック
代表取締役 後藤重喜

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項
の許可を受けた者であることを証する。

寒河江市長 佐藤洋樹



許可の年月日 令和2年5月26日
許可の有効期限 令和4年5月25日

1. 事業の範囲

寒河江市内の一般廃棄物の収集運搬

2. 許可の条件

- (1) 許可業者は、市の指示に従い廃棄物の収集運搬を行うこと。
- (2) 許可業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条第1項の処理基準に従い、一般廃棄物の収集運搬を行わなければならない。
- (3) 許可業者は、特別管理一般廃棄物の収集を行うときは、政令第4条の2第1項の処理基準に従わせなければならない。
- (4) 許可に係る権利を他に譲渡し、又は他に代行させてはならない。
- (5) 条件に定めるもののほか、関係法令に違反する行為があった場合は、許可を取消し、又は業務の変更を命ずることがある。

3. 許可の更新、変更の状況

更新

次項、許可に際し、寒河江市の指示する主要事項